北島町公共下水道事業経営戦略

平成２９年２月

北島町下水道課

１．経営戦略概要

(1)経営戦略の趣旨

下水道は、衛生的で快適な生活環境の確保及び公共水域の水質保全に必要な施設であり、持続的に安定した事業運営を行っていく必要があるため本計画を策定しました。

(2)計画期間

平成２９年度から平成３８年度までの１０年間

２．事業概要

・事業種別	旧吉野川流域関連公共下水道事業
・供用開始年度	平成２２年度より随時供用開始
・平成２７年度末供用開始区域面積	４１．１ ｈａ
・平成２７年度末供用開始区域接続率	５１．６ ％
・平成２８年度職員数	正規職員　４名　　嘱託職員　２名
・地方公営企業法の適用	非適用（※平成３１年度法適化予定）

３．経営の基本方針

以下の３点を基本方針として事業運営を行っていきます。

(1)安心・安全に暮らせる快適なまちづくり

下水道の整備を促進するため、補助事業を活用し未整備地区の管渠整備を計画的に進めます。また、供用開始区域では接続率の向上を図るため、未接続世帯に向けた啓発活動を実施し下水道接続の促進を図ります。

(2)持続的な下水道サービスの提供

地震等の災害に備え、管路布設は耐震性を考慮して行っていきます。また、管渠の定期的な保守点検を実施し、維持管理の適正化に努めます。

(3)安定した事業経営の実現

安定した事業経営を実現するため、平成３１年４月を目標に下水道事業を法適化し、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

４．投資・財政計画

投資・財政計画についての説明は次のとおりです。

(1)前提条件

〇基礎データ

平成２３年度から平成２７年度の５ヶ年度の決算値を基に予測しています。

〇消費税率

計画期間中８％としています。

〇物価変動

現状の水準で推移するものとし、物価変動は考慮していません。

〇第１期計画区域整備完了年度

平成３４年度（平成３５年度供用開始）

〇接続率

・第１期計画区域全域が供用開始となる平成３５年度における供用開始区域内目標接続率を６０％としています。

・接続率の影響を受ける数値については、平成３５年度における接続率６０％時の数値を基準とし、平成２９年度から平成３５年度の間毎年度一定の増加量で推移するものとしています。また平成３６年度以降については具体的な整備計画は検討中であるため、平成３５年度までと同様の増加量で推移するものとしています。

〇使用水量

・一般家庭とその他に区分して予測しています。

・一般家庭については、平成２３年度から平成２７年度における第１期計画区域内の上水道有収水量の推移、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計及び接続率を基に将来的な使用水量を予測しています。

・その他については接続率を基に予測しています。

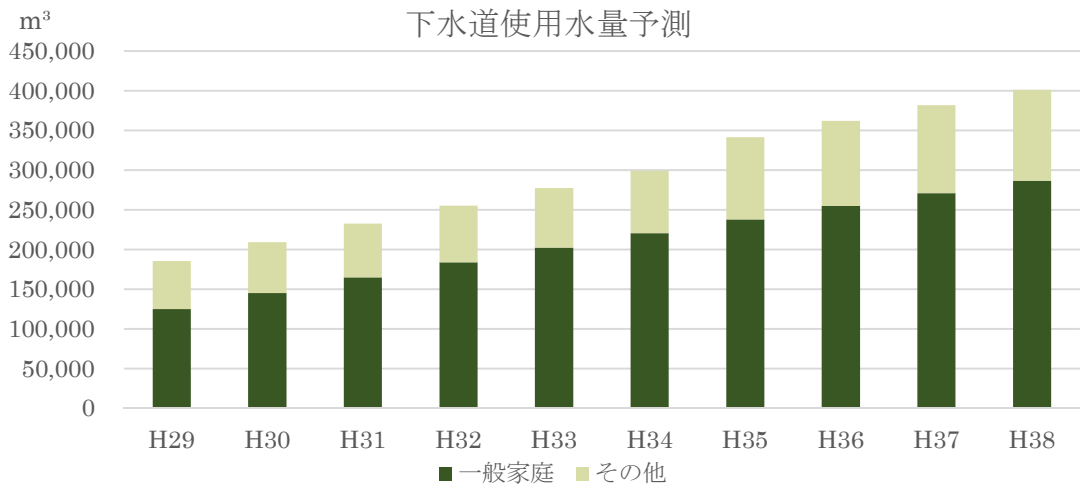

(2)収益的収入

〇下水道使用料

・一般家庭とその他に区分し予測しています。

・一般家庭については、使用水量に平成２５年度から平成２７年度における１m³あたり使用料の平均値を乗じて算出しています。

・その他については接続率を基に予測しています。

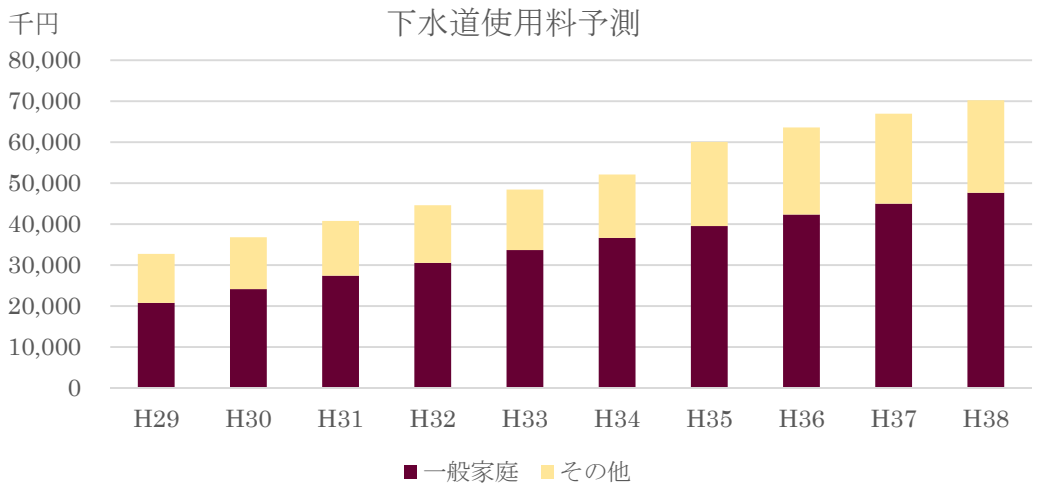

〇一般会計繰入金

収益的収支不足分に地方債元金償還額と減債基金積立額を加算して計上しています。

(3)収益的支出

〇流域下水道維持管理負担金

使用水量及び平成２９年度の関連市町負担割合を基に計上しています。

〇早期接続者助成金

接続率を基に計上しています。

〇人件費

平成２９年度予算見込み値を基準とし、翌年度以降も同額規模の人員配置で推移するものとして計上しています。

〇地方債利息償還金

計画期間の地方債発行を考慮して計上しています。

(4)資本的収入

〇国庫補助金

国土交通省の「社会資本整備総合交付金」による事業費の１／２を計上しています。

〇受益者負担金

減免制度対象外のみに限定し、接続率を基に計上しています。

〇地方債発行額

地方公営企業法適用に係る費用の全額及び国庫補助事業費の１／２を計上しています。

〇一般会計補助金

収支再差引が均衡するように計上しています。

(5)資本的支出

〇下水道整備事業費

平成３４年度に第１期計画区域整備完了予定として計上しています。また平成３５年度以降については具体的な整備計画は検討中ですが、平成３４年度までと同規模の事業量を予定して計上しています。

〇流域下水道建設負担金

流域下水道建設費及び関連市町負担割合を基に計上しています。

〇地方債元金償還金

計画期間の地方債発行を考慮して計上しています。

〇地方公営企業法適用に係る費用

平成２９年度から平成３１年度に計上しています。

平成２９年度	１０，０４４千円
平成３０年度	１６，９３７千円
平成３１年度	３，９５８千円
合　　計	３０，３９９千円

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分		年度	前年度（決算）	本年度（決算見込）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	119,051	164,400	192,864	201,549	198,761	199,207	204,689	207,158	213,870	217,863	220,462	223,522
		(1) 営業収益 (B)	24,721	28,578	32,755	36,811	40,775	44,644	48,419	52,099	60,079	63,572	66,970	70,273
		ア 料金収入	24,606	28,568	32,719	36,776	40,740	44,609	48,384	52,064	60,044	63,537	66,935	70,238
		イ 受託工事収益 (C)												
		ウ その他	115	10	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35
		(2) 営業外収益	94,330	135,822	160,109	164,738	157,986	154,563	156,270	155,059	153,791	154,291	153,492	153,249
		ア 他会計繰入金	85,209	125,191	153,641	154,380	154,075	151,556	151,971	151,655	151,179	150,487	150,023	150,458
		イ その他	9,121	10,631	6,468	10,358	3,912	3,007	4,299	3,404	2,612	3,805	3,469	2,791
	収益的支出	2 総費用 (D)	96,447	103,956	127,215	132,153	123,968	119,708	118,537	115,521	113,206	109,734	106,956	104,488
		(1) 営業費用	62,945	72,919	93,811	98,169	90,343	86,626	85,901	83,520	80,822	79,265	77,369	75,936
		ア 職員給与費	16,169	17,052	19,141	19,141	19,141	19,141	19,141	19,141	19,141	19,141	19,141	19,141
		うち退職手当												
		イ その他	46,776	55,867	74,670	79,028	71,202	67,485	66,760	64,379	61,681	60,124	58,228	56,795
		(2) 営業外費用	33,502	31,037	33,404	33,984	33,625	33,082	32,636	32,001	32,384	30,469	29,587	28,552
		ア 支払利息	33,502	31,037	33,135	33,527	33,168	32,625	32,179	31,544	30,746	30,012	29,130	28,095
		うち一時借入金利息												
		イ その他	0	0	269	457	457	457	457	457	1,638	457	457	457
	3 収支差引 (A)－(D) (E)		22,604	60,444	65,649	69,396	74,793	79,499	86,152	91,637	100,664	108,129	113,506	119,034
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	381,725	292,485	395,589	217,999	227,379	250,963	237,965	240,895	273,141	268,183	260,143	262,555
		(1) 地方債	147,200	102,000	175,090	86,900	83,200	102,900	89,900	81,700	99,100	94,100	86,100	88,500
		うち資本費平準化債												
		(2) 他会計補助金	61,869	88,741	58,757	58,818	71,898	75,782	75,784	80,964	81,853	87,802	87,762	87,774
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国（都道府県）補助金	138,940	95,100	160,400	70,000	70,000	70,000	70,000	75,950	84,000	84,000	84,000	84,000
		(6) 工事負担金	716	6,644	1,342	2,281	2,281	2,281	2,281	2,281	8,188	2,281	2,281	2,281
		(7) その他	33,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	404,949	352,929	459,908	286,065	300,842	329,132	322,787	331,202	372,475	374,982	372,319	380,259
		(1) 建設改良費	350,700	292,485	395,589	217,999	227,379	250,963	237,965	240,895	273,141	268,183	260,143	262,555
		うち職員給与費	19,248	18,396	17,796	17,796	17,796	17,796	17,796	17,796	17,796	17,796	17,796	17,796
		(2) 地方債償還金 (H)	54,249	60,444	64,319	68,066	73,463	78,169	84,822	90,307	99,334	106,799	112,176	117,704
		(3) 他会計長期借入金返還金												
		(4) 他会計への繰出金												
		(5) その他												
	3 収支差引 (F)－(G) (I)		▲ 23,224	▲ 60,444	▲ 64,319	▲ 68,066	▲ 73,463	▲ 78,169	▲ 84,822	▲ 90,307	▲ 99,334	▲ 106,799	▲ 112,176	▲ 117,704

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前年度（決算）	本年度（決算見込）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引 (E)＋(I) (J)	▲ 620	0	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
積立金 (K)	1,355	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
前年度からの繰越金 (L)	13,818	11,843	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	11,843	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)－(O) 黒字 (P)	11,843	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513
実質収支 (N)－(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 $\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$												
収益的収支比率 $\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	79.00	100.00	100.69	100.66	100.67	100.67	100.65	100.65	100.63	100.61	100.61	100.60
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)－(C) (S)	24,721	28,578	32,755	36,811	40,775	44,644	48,419	52,099	60,079	63,572	66,970	70,273
地方財政法による資金不足比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	24,721	28,578	32,755	36,811	40,775	44,644	48,419	52,099	60,079	63,572	66,970	70,273
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	1,910,000	1,951,556	2,062,327	2,081,161	2,090,898	2,115,629	2,120,707	2,112,100	2,111,866	2,099,167	2,073,091	2,043,887

◯他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前年度（決算）	本年度（決算見込）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分	85,209	125,191	153,641	154,380	154,075	151,556	151,971	151,655	151,179	150,487	150,023	150,458
うち基準内繰入金	70,698	95,881	101,954	108,263	113,301	117,464	123,671	128,521	136,750	143,481	147,976	149,128
うち基準外繰入金	14,511	29,311	51,687	46,117	40,774	34,092	28,300	23,134	14,429	7,006	2,047	1,330
資本的収支分	61,869	88,741	58,757	58,818	71,898	75,782	75,784	80,964	81,853	87,802	87,762	87,774
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	61,869	88,741	58,757	58,818	71,898	75,782	75,784	80,964	81,853	87,802	87,762	87,774
合計	147,078	213,932	212,398	213,198	225,973	227,338	227,755	232,619	233,032	238,289	237,785	238,232

５．効率化・経営健全化の取組

(1)組織、人材、定員、給与に関する事項

〇組織、人員の適正化

事業規模や業務内容を常に把握し、職員数と業務量との整合性を図り、無駄のない組織形態を整えます。

〇人材の育成

職員には下水道に係る専門知識に加え、地方公営企業法の全部適用を予定していることから企業職員として経営感覚の向上や企業会計に対する専門知識の習得なども求められることとなります。

最低限の人員で効率的な事業運営を行っていくために、これまで以上に各種研修に積極的に参加するなどし、更なる職員の育成、資質の向上に努めます。

〇給与の適正化

一般会計に準じています。

(2)下水道整備に関する事項

平成３４年度を第１期計画区域の整備完了目標年度とし、以降も順次計画的に整備を進め下水道の早期普及に努めます。一方で下水道の整備には膨大な費用がかかることから全体計画の見直しを行い、最適な事業規模の検討を行っています。

(3)下水道使用料に関する事項

供用開始区域接続率は５１．６％とまだまだ低い状況であり、事業運営の要である料金収入確保のため、下水道の接続を推進していきます。また公営企業会計では料金算定に係る費用が明らかとなるため、適用後に料金体系の検証を行っていきます。

(4)広域化に関する事項

本町は旧吉野川流域関連公共下水道事業であり、処理場については広域化済みとなっています。

(5)民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

料金の徴収に係る業務については水道課へ委託していますが、その他業務についても先進事例などの調査・研究を行い、民間の資金やノウハウの活用等の可能性を検討していきます。

(6)資金管理・調達に関する事項

国庫補助金、地方債、一般会計繰入金等の資金調達を確実にし、資金不足が生じることのないように計画的な資金管理を行います。また(3)下水道使用料に関する事項を推進す

ることで料金収入を増やし、基準外繰入の軽減に努めます。

(7)情報公開に関する事項

ホームページや町報等により情報の提供を行い、下水道事業への理解と協力を得られるよう努めます。

(8)地方公営企業法の適用に関する事項

安定した事業経営を実現するため法適化し、公営企業会計に移行します。

・スケジュール

平成２９年度　　固定資産評価・移行事務手続き

平成３０年度　　固定資産評価・移行事務手続き・システム導入

平成３１年度　　法適化開始

(9)経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

企業会計では、現在と異なる財務諸表を使用することから法適化後に経営戦略の更新を行います。またその後はおおよそ５年ごとに事後検証、更新を行っていきます。